

中央公民館グループ活動講習会
学び舎の歴史を辿る
(2020.02.05.)

I 東大和市の学び舎の歴史

1 江戸時代

・寺子屋

芋窪 神主石井和泉 医師野口養益

蓮華寺

蔵敷 太子堂 石原伴鳳

奈良橋 修験大徳院

高木 明楽寺

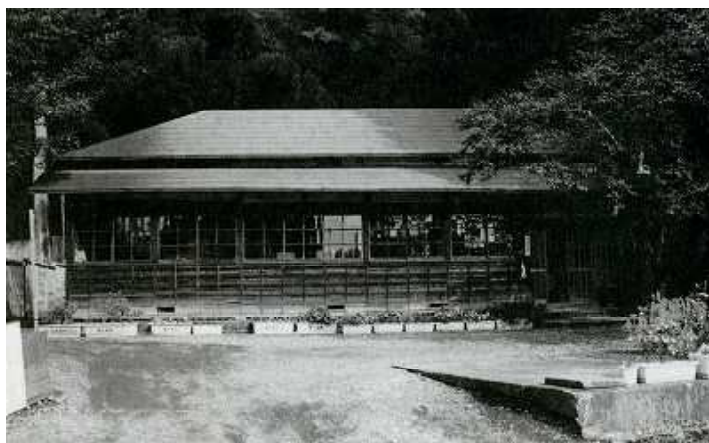
後ヶ谷 円乗院

杉本 榎本勘左衛門

内堀 榎本繁次郎

清水 修験持宝院

宅部 三光院



蔵敷太子堂

学習内容

習字にいろは、仮名遣ひ、名所、村名、国尽消息往来、又は商賈往来、百姓往来の類江戸方角・読本は女子は女今川、女小学、女大学、男子は実語教、童子教、古状揃・庭訓往来、大学中庸、論語、孟子、書経、易经、詩経、唐詩選

設備

板の間 座ぶとん、手習用具、机、硯箱、硯石、
冬は2合入り位の徳利（熱湯を入れて手を暖めた）

授業料・お礼

五節句(重箱入)作り初穂、麦か粟貳升位、歳暮、白米貳升
年始は半紙壺状銭貳拾四文位

右は石原伴鳳碑(太子堂)



2 明治時代

・明治3年(1870)

・12月、「郷学校」建設経費の準備を命ずる太政官達が発せられた。

・明治4年(1871)

・4月28日、郷学校の設立について寄場組合に命令

菰山県小学校設置についての相談を命ずる

地域の有力者が私財を提供して、郷村を単位に、郷学校を設立することになった

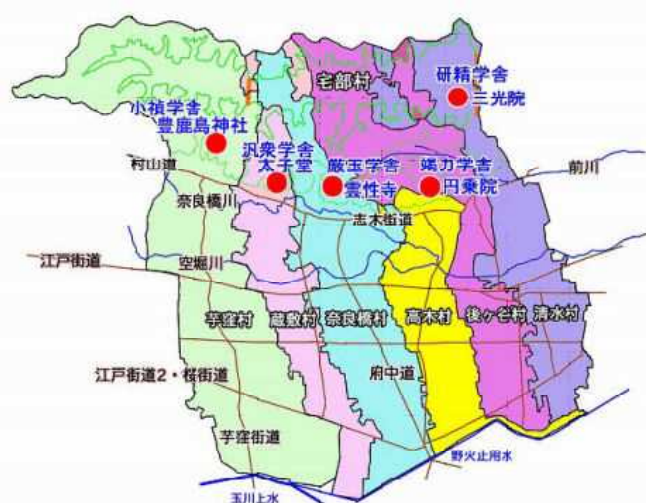
小川村・小川寺に菰山県仮郷学校を設立することを決定

・明治5年(1872)

・8月3日、文部省布達による「学制」を公布

・学校の基本体制を小学・中学・大学の三段階とする

- ・国民全般に開放し、学齢児童を全て小学校に収容
- ・全国を8大学区、一大学区を32中学区、一中学区を210の小学区に分け、一学区ごとにそれぞれの学校を1校ずつ置く
- ・設立運営経費は、中学校は中学区において、小学校は小学区において責任を負うことを原則
- ・明治6年(1873)



- ・4月、学区取締、正副区長に、手習塾廃止、小学校開設、学校設立資金について布達。

手習塾や郷学校は廃止された。(『神奈川県教育史』、『武蔵村山市史』下 p62)

- ・各村に小学校創立

小禎学舎(しょうていがくしゃ 芋窪村・石井以豆美宅)
汎衆学舎(はんしゅうがくしゃ 蔵敷村・太子堂)
蔵敷学舎(げんぎょくがくしゃ 奈良橋村、雲性寺)
竭力学舎(かつりきがくしゃ 高木村、後ヶ谷・宅部村の一部、円乗院)
研精学舎(けんせいがくしゃ 清水村・宅部村の一部、三光院)

以降次の表のように推移しました。明治24年(1891)、財政が逼迫する中で、村人達に選択を迫られる問題が起きた。

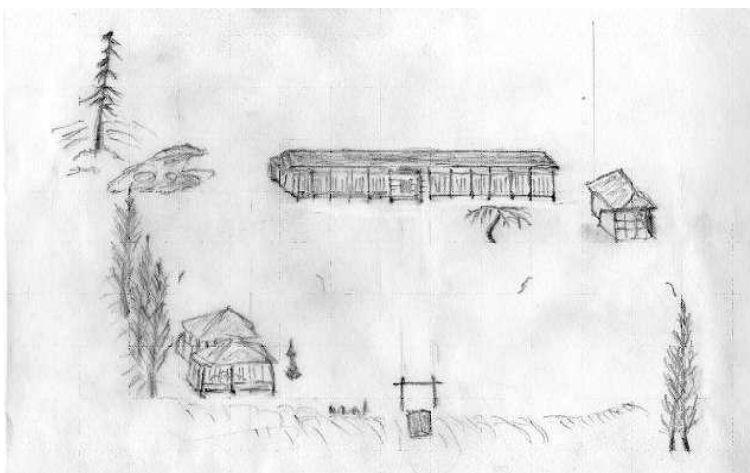
東大和市・明治期小学校の推移

村名・年	明治 5(1872)	明治 6(1873)	明治 9(1876)	明治 10(1877)	明治 12(1879)	明治 27(1894)
芋 窪 村	1 校を計画 (校舎無し)	小禎学舎 (豊鹿島神社 神主宅)	芋窪学校		昇隆学校 (豊鹿島神社 参道右侧)	第一村山尋常 小学校
蔵 敷 村		汎衆学舎 (蔵敷太子堂 現・公会堂)	蔵敷学校			
奈良橋村		厳玉学舎 (雲性寺 仮本堂)	奈良橋学校			第二村山尋常 小学校
高 木 村	1 校を計画 (校舎無し)	竭力学舎 (明治 8 年 竭力学校) (円乗院境内)		高狭学校 (狭山円乗院境内)		第三村山尋常 小学校
後ヶ谷村		研精学舎 (明治 8 年 研精学校) (三光院境内)		(明治 18 年(1885)12 月 18 日 円乗院火災、明治 20 年(1887) 現・狭山公民館の地に校舎建設)		
宅 部 村						
清 水 村						

- ・明治24年(1891)、北多摩郡長奥村精一から、村の学校を統合すべしとの問題提起を受けた。
- ・高木村外五ヶ村組合には、昇隆(芋窪)・奈良橋・高狭(狭山)の三校があるが
- ・法令により、昇隆と高狭の二校にすべきである、との原案を村会に諮問した。

- ・組合村会で議論したが、奈良橋村民が自村の学校を廃することを認めなかった。
- ・最終的には、奈良橋村に置く学校に関する経費は奈良橋村が負担すると提案した。
- ・組合村は、従前通り、3校を置くことにして、奈良橋に置く学校の経費は他の2校の経費と按分比例して奈良橋村が負担することを定め、
- ・北多摩郡長の提案に従わず、3校を高木村外五ヶ村立小学校とする。校名は昇隆学校を第一村山小学校、奈良橋学校を第二村山小学校、高狭学校を第三村山小学校とすることにした。

◎睨みをきかす北多摩郡長の提案を入れず、奈良橋村の希望を生かしました。五ヶ村組合のこの間の処理、選択、奈良橋村の人々の負担はさぞ重かったと推察されます。



奈良橋学校

- ・大正9年(1920)9月、児童数の増加、高等科の充実から、第二村山尋常小学校を廃校して、そこに、第一、第三村山小学校の高等科児童を集め、分教場として発足しました。その後、この3校が一緒になって、現在の第一小学校になります。時を戻します。

・明治22年(1889)

- ・1月16日、蔵敷村少年会(夜学)発足 蔵敷太子堂 読書、算術、作文、新聞、雑誌を購読、会費5銭。
- ・明治22(1889)～24(1891)、狭山の夜学・共励会発足 会場持ち回り、やがて公会堂へ
- ・明治23年(1890)10月30日、教育勅語発布、教育の大本が明示された

教育勅語

朕(ちん) 惟フニ(おも) 我カ皇祖皇宗(こうそこうそう) 國ヲ肇(はじ) ムルコト宏遠(こうえん) ニ德ヲ樹(た) ツルコト深厚ナリ

我カ臣民克(よ) ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥(そ) ノ美ヲ濟(な) セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦(また) 實ニ此(ここ) ニ存ス

爾(なんじ) 臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ(けいていに ゆうに) 夫婦相和シ朋友相信シ恭儉(きょうけん) 己レヲ持シ博愛(はくあい) 衆ニ及ホシ學ヲ修(おさ) メ業ヲ習ヒ以(もつ) テ智能ヲ啓發シ德器(とつき) ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務(せむ/せいむ) ヲ開キ 常ニ國憲ヲ重(じゅう) シ國法ニ遵(したが) ヒ一旦緩急(いったんかんきゅう) アレハ義勇公(ぎゆうこう) ニ奉シ以(もつ) テ天壤無窮(てんじょうむきゅう) ノ皇運ヲ扶翼(ふよく) スヘシ

教育基本法

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

- ・ 明治 24 年(1891)北多摩郡長からの小学校三校を二校にとの提示 前ページの通り
- ・ 明治 27 年(1894)
 - ・ 8 月、日清戦争はじまる
 - ・ 昇降学校を第一村山小学校、奈良橋小学校を第二村山小学校、高狭小学校を第三村山小学校と改称
 - ・ 蔵敷青年義団(夜学)、第一村山学校の教員岸氏(所沢市岩崎)が指導、ソロバン、学校で学ぶ教科書、漢籍。2～3 年後に岸氏が指導を退かれると解散
 - ・ 清水青年会設立

◎明治 27(1894)～37・8(1905) 年、芋窪林堂で夜学、僑風会(きょうふうかい)、4～50 人(20 歳前後)、教師は川鍋定吉氏、床屋をし合う。(『大和町史研究』6p53)

- ・ 明治 30 年(1897)
 - ・ 狭山青年会設立
- ・ 明治 33 年(1900)
 - ・ 蔵敷で夜学会(攻玉社)の組織をつくる
 - ・ 8 月 21 日、小学校令改正 尋常小学校を 4 年制に統一(義務教育 4 年生)、2 年制の高等小学校を併置した(明治 40 年まで)。それ以前は 3 年制であった。

・ 明治 34 年(1901)

- ・ 3 月 8 日、「高木村外 5 ヶ村組合」の合併問題おこる。幻の村山村騒動
- ・ 狭山村の共励学会々員が狭山神社に「報恩感謝之記」の額を奉納する。内容を別に記します。



- ・ 明治 37 年(1904)、2 月 10 日、日露戦争はじまる
 - ・ 奈良橋青年会設立
 - ・ 国定教科書使用開始

・ 明治 45 年(1912)4 月 5 日、5 月 5 日、村山貯水池計画案決まる。東京市水道

拡張計画の集中審議がなされた。審議は伯仲し、結果として第二計画案が採用された。この間、東京市内に深井戸を掘る案も提案されたが、経費と地形から村山に決まった。

大久野・村山貯水池案位置図



- ・明治45年(1912)、7月30日、明治天皇没大正天皇即位、大正と改元

3 大正時代

- ・大正元年(1912)7月30日、大正と改元
- ・8月1日、東村山郵便局開設(図説東村山市史 p159)

◎大正元年(1912)戸数678戸、人口4746人

D 大正1年現在戸数及本籍並出入人口

			現在 戸数	現 在 人 員			本 籍 人 員			入寄留人員			本籍者ニシテ外部へ出タル人員												
				男	女	計	男	女	計	男	女	計	出寄留 人員		陸海軍 在營者	囚人及 懲治人		在台 者		在樺 太者		在朝 鮮者		在外 國者	
													男	女		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
高 木 村	66	248	268	516	161	273	534	5	7	12	16	12	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
清 水 村	96	385	412	797	408	421	829	15	12	27	34	21	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
狭 山 村	129	455	421	876	457	419	876	29	21	50	27	19	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
奈 良 橋 村	98	293	295	588	296	300	596	15	10	25	11	15	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
蔵 敷 村	72	246	268	514	260	267	527	9	9	18	18	8	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
芋 窪 村	217	691	764	1455	720	771	1491	23	26	49	42	33	7	—	—	2	—	—	—	—	—	—	1	—	
計			678	2318	2428	4746	2402	2451	107865	96	85	181	148	108	28	1	—	2	—	—	—	—	—	1	—
北 多 摩 郡			15242	50502	50431	100933	54672	53193	107805	3926	3717	7643	7435	6449	545	45	4	15	11	1		22	11	33	4

◎大正元年(1912)土地利用状況

A 大正1年有租地段別

	田	畑	宅地	池沼	森林	原野	雑種地
	町	町	坪	畝	町	町	町
高木村	0.02	84.83	16703	—	12.83	0.14	—
清水村	8.10	79.54	26009	—	52.05	—	—
狭山村	11.53	89.24	33987	—	81.08	0.05	—
奈良橋村	3.95	120.15	25735	—	49.40	0.40	0.02
蔵敷村	3.03	73.85	20051	—	42.69	0.75	—
芋窪村	9.76	169.87	45391	—	152.13	2.10	—
計	36.39	617.48	167876	—	390.18	3.44	0.02
北多摩郡	1564.86	13513.46	4158120	2.60	6438.32	3848.01	90.22

・大正2年(1913)

・9月7日、村山貯水池建設について内閣の認可、

大正2年度～大正8年度(1913～1919)東京市上水道拡張計画(7か年の継続事業)が決定。

・12月14日、村山軽便 鉄道敷設免許下付を内閣 総理大臣に申請

北多摩郡 中藤、岸、三ツ木、田無町、東村山、小平、芋窪、蔵敷、高木、奈良橋、狭山、郷地
西多摩郡 殿ヶ谷、石畑、箱根ヶ崎の各村 南多摩郡 八王子町

東京市 日本橋、麴町、四谷の各区 総勢42名

箱根ヶ崎を起点として東村山、田無を経由して戸塚に至る蒸気鉄道

青梅街道と新青梅街道の間を東西に走る計画

1915(大正4)年3月25日、免許状下付

1915(大正4)年4月28日、終点を吉祥寺に変更

1915(大正4)年12月28日、川越鉄道に権利一切を譲渡

第一次大戦による経済混乱により、実現できなかったのか? (『武蔵村山市史』下 p296)



◎この年、不景気で村山緋(かすり)は打撃を受け、産業倒産多くなる(大和町広報 95 号年表)

・大正3年

(1914) 村山

貯水池の用

地買収はじ

まる(324 町

歩 160 戸)

・1月20日、

移転反対の

住民大会

・芋窪青年会

設立

・大正4年

(1915) 12月、

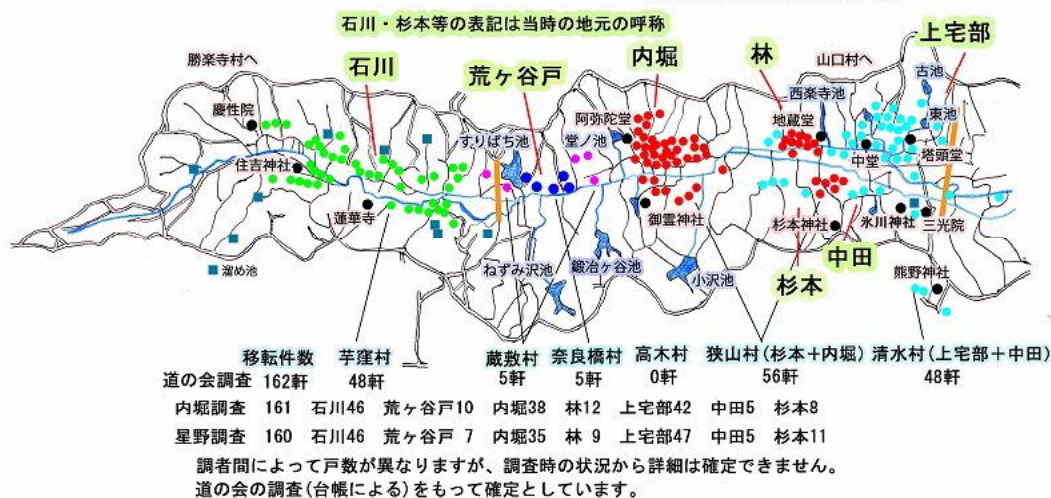
村山貯水池

敷地内の住

民移動開始

村山貯水池 移転の状況

東大和市史資料編2p60～63をもとに作成



・大正 5 年(1916)人口・世帯数

E 大正 5 年現在戸数人口及本籍並出入人口

	現在 戸数	現 在 人 員			本 籍 人 員			入 寄 留 員			本籍人員ニシテ他へ出タル人員																	
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	出寄留員		囚人及 懲治人		在 台 湾 者		在 樺 太 者		在 朝 鮮 者		在 外 国 者		其ノ他				合 計	
											男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
高 木 村	73	244	242	486	272	259	531	13	14	27	40	31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	41	31	72
清 水 村	117	412	455	817	438	465	904	21	25	46	45	35	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	48	35	83
狭 山 村	156	470	499	969	498	509	1,007	22	24	46	50	34	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	34	84
奈良橋村	104	288	267	555	343	316	659	5	3	8	57	50	—	—	1	2	—	—	—	—	—	—	—	2	—	60	52	112
蔵 敷 村	82	278	298	576	288	302	590	13	13	26	21	17	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	23	17	40
芋 窪 村	247	799	800	1,599	872	805	1,632	48	44	92	67	47	—	—	3	2	—	—	—	—	1	—	5	—	76	49	125	
計	779	2,491	2,561	5,052	2,667	2,656	5,323	122	123	245	280	214	—	—	5	4	—	—	—	—	1	—	12	—	298	218	516	
北多摩郡																												

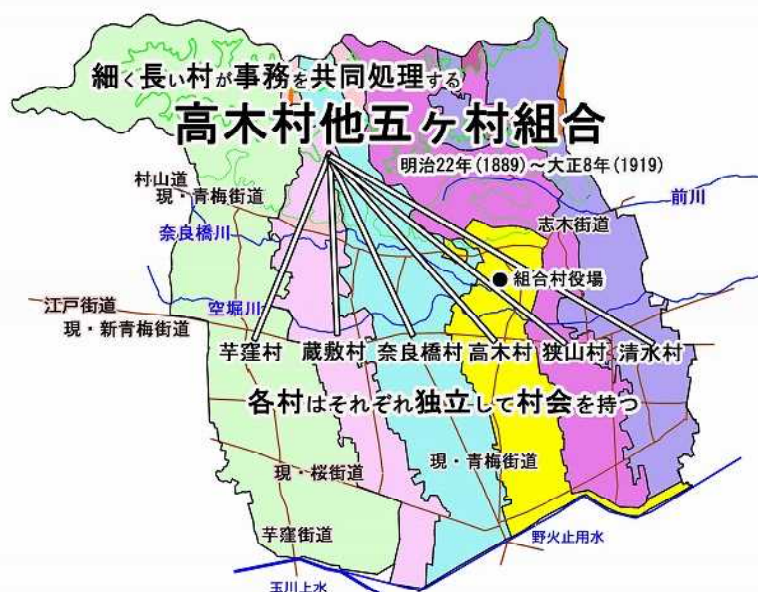
大正 6 年(1917)、実業補習学校設立

尋常小学校卒業以上を入学資格とし、修業年限三年、日曜・夜間の教授を認め、小学校に付設されて修身・読書・習字・算術と実業科目を学習する。(武蔵村山市史下 p348)

・大正 8 年(1919)11 月 1 日 村制施行・大和村となる

背景には、村山貯水池からの旧村の移転、小学校の新設など種々考えられます。今回は小学校建設がいかに緊急課題であったかを紹介します。

「大正七年度ヨリ仮教室廃止ノ結果教室の不足ニ依リ第一、第三ノ両校ニ於テ尋常一学年ヨリ同四年级ニ至ル迄、二部教授ヲ施行セル萬止ムヲ得サル次第ナルモ 此処ニケ年経過ニ鑑ミ成績余リ良好ナラザルハ遺憾トスルトコロナリ」(大正 9 年(1920)村会議事録)



校舎建設には 33090 円の経費の内、25000 円を借り入(地方債)れざるを得ない状況でした。

- ・大和村青年会成立 村制施行により各村青年会を統合した
- ・大和村教育会を設立

大和村教育会ハ本村教育ノ補助機関トシテ頗ル有要ノ団体ナル如何セン歳計収入少額ニシテ隔年毎ニアラザレバ殆ント活動罷ハサルガ如キハ遺憾ナリ 大正十年中同会事業ノ概要

- 一、学校同窓会ト提携シ通俗講演会ヲ開催セシモノ一回
- 一、青年会、在郷軍人会、小学校ト提携シ運動会ヲ開催セシモノ一回
- 一、教育研究会ヲ開会セシモノ二回

会員数(特別 193 人 通常 285 人 (大和町史 p 453))

- ・子供達は弁当に薩摩芋持参

- ・メリケン粉袋でパンツや風呂敷をつくる

村の財政状況

右表は、大正 9 年(1920 = 大和村になった翌年) の財政状況。役場費が 35.5%、教育費が 55.6%で、両者で 91.1%を占めます。児童や高齢者関係費、まちづくり、福祉関係費、環境費は率にならない状況でした。

更に村山尋常高等小学校建設のため、2 万 5 千円を借金して、大正 12 年(1923)から大正 15 年(1926)年までに返済の義務を負っていました。

そのために尋常小学校の授業料を一人一ヶ月 20 銭徴収しました。その理由を

「村税はその賦課率の極度に達し余すところ無きに至り、よって、高等小学校における授業料額を増徴すると同時に、尋常小学校に於いて一定の期間、授業料を徴収する」(大正 11・1922 年、村会議事録)

としています。さらに、高等科は 60 銭を徴収した。名目は授業料ですが、実質は公課の役割を果たしていると考えられます。

第 2 表

	大正 9 年	大正10年
役 場 費	6,090,020 円	6,259,840 円
会 議 費	176,500	140,200
土 木 費	20,000	20,000
教 育 費	9,542,990	9,853,130
伝 染 病 予 防 費	79,580	42,070
勸 業 費	46,100	22,600
罹災救助資金造成	10,000	10,000
諸税及び諸負担	850,430	1,023,640
神 社 費	148,000	120,000
雑 支 出	435,000	553,800
予 備 費	199,300	490,420
合 計	17,142,920	18,025,280

大和村財政支出(経常部)第2表
大正11年・12年村会議事録より
『大和町史研究』3p40

- ・大正 12 年(1923)

・3 月 15 日、第一、第二、第三村山尋常小学校を合併、村山尋常高等小学校(現第一小学校)となる。

- ・9 月 1 日、関東大震災

◎大和村では罹災した家や死傷・行方不明者はなし。

・大正 15 年(1926)9 月 大和尋常高等小学校に「大和村青年訓練所」を開設した。16 才から 20 才の男子を対象。

公民科 100 時間、教練 400 時間、普通科 200 時間、職業科 100 時間。

◎大正 14 年(1925)人口

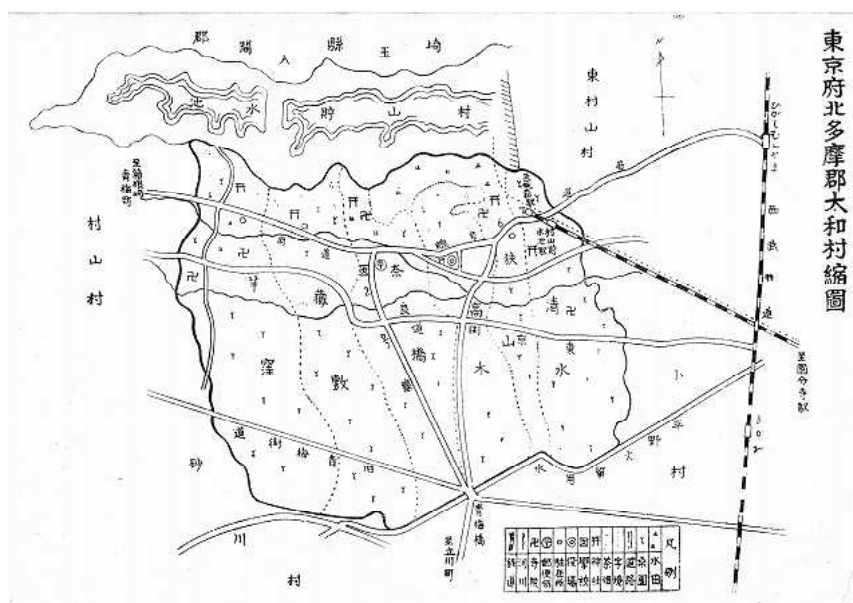
F 大正14年大和村人口

	世 帯	人 口			1 世 帯 平均人員	女 100 人 に 付 男	1 方里ニ 付 人口	大 9 . 10 . 1		5 年間の 人口増減	同 割 合
		男	女	計				世 帯	人 口		
大 和 村	919	2,447	2,601	5,048	5.49	94.08	5,849	992	5,017	31	0.006
北 多 摩 郡	22,797	66,398	63,398	129,826	5.69	104.78	6,962	18,783	109,399	20,427	0.187



4 昭和・平成時代

- ・昭和2年(1927)3月、村山貯水池完成
- ・昭和5年(1930)1月23日、多摩湖鉄道が萩山駅～村山貯水池（仮）駅間(3.6km)開業
（村山貯水池（仮）駅は現在の武蔵大和駅）
- ・昭和8年(1933)、大和村更正計画を策定。
・10月1日、東京府知事により農村経済更生指定村に指定された。昭和2年から続く恐慌、農村不況により、政府の融資を受け、自己努力によって負債を整理。
- ・昭和10年(1935)
 - ・6月30日、青年訓練所と農業公民学校（実業補習学校）を廃止して青年学校を設立した。
「普通科（2カ年）本科（男子5カ年、女子3カ年）研究科（1カ年以上）専修科（期限なし）のコースがあり、授業の内容は普通科の場合、終身、公民学科、職業科、体操科で、女子には家事と裁縫が加えられていた」（東京百年史5 p 1149）という。
◎実際には、軍隊の予備教育が中心であったとされます。場所、現・第一小学校
- ・昭和13年(1938)、東京瓦斯電気工業(株)立川工場立地(工場・社宅・寮建設始まる)



昭和13年(1938)
大和村図



- ・昭和 14 年 (1939) 4 月 1 日、「日立航空機付属青年学校」開校
 - ・勉強しながら、有給で、工場に従事し、教育期間は 5 年間。二階建ての建物で、講堂、教室、食堂、居住室によって構成。教科は、修身、公民、国語、数学、英語、物理、力学、機械工学、材料科学など。 学校長・竹本宇太郎（陸軍少将）軍事教官・梅沢 克己（陸軍中尉）他
 - 最盛期には 3000 名の生徒が全国各地から集まった。

- ・昭和 16 年(1941)4 月、大和尋常高等小学校を大和国民学校と改称

- ・昭和 20 年(1945)2 月～ 4 月、日立航空機(株)立川発動機製作所爆撃を受け、工場壊滅する。

- ・昭和 22 年(1947)3 月、大和青年学校廃止
 - ・4 月、六三制実施により大和中学校創立
 - ・4 月 1 日、設立認可、開校 大和小学校で開校式
 - ・9 月 8 日、旧日立航空機付属青年学校校舎を借用、移転
 - ・11 月、教育委員会発足

- ・昭和 23 年(1948)12 月 26 日、旧日立航空機付属青年学校校舎を大和中学校校舎とするため買収
 - ・父兄、青年団奉仕により校庭整備、砂場設置

◎昭和 24 年(1949)6 月 10 日、社会教育法成立

◎昭和 28 年(1953)8 月 14 日、青年学級振興法成立
平成 11 年(1999)廃止

『東大和市史資料編』

「勤労に従事し、又は従事しようとする青年に対し、実際生活に必要な職業又は家事に関する知識及び技能を習得させ、並びにその一般的教養を向上させる」

- ・昭和 28 年(1953)？月、大和村青年学級開設
 - ・5 月 1 日、大和小学校南街分校(第二小学校)開設
- ・昭和 29 年(1954)5 月 3 日 町制施行 大和町となる



給水塔の上から見た本館と正門の状況。工場は形さえみられない
『東大和市史資料編』 1p83



昭和 33 年(1958)大和町図

・昭和30年(1955)2月、米軍大和基地・米軍宿舎開設

・昭和31年(1956)

- ・2月、大和小学校南街分校増築
- ・中学校移転新築第1期工事完了
- ・3月、青年団解散
- ・4月1日、第二小学校開校（大和小学校南街分校）
- ・12月、大和中学校体育館完成

・昭和36年(1961)、大和町公民館設置促進同盟結成 公民館設置の請願を行う。

・昭和38年(1963)

- ・4月1日、第三小学校開校

・昭和39年(1964)8月1日、

第二中学校校舎建設開始

- ・11月21日、豊鹿島神社本殿、東京都指定有形文化財(重宝)に指定される

・昭和40年(1965)4月1日、第二中学校開校

6月～7月第一家庭教育学級



第1回家庭教育学級日程表

月	日	曜	内 容	講 師	備 考
6	4	金	家庭とテレビ	小川 一郎	教育評論家
6	19	土	子どもと読書	甲斐 清通	都立八潮高校教諭
7	2	金	現代っ子の性格と社会性	実方 亀寿	都教育庁第1指導課長
7	16	金	子どもの心理について	早川 元二	法政大学教授
7	30	金	子どものしつけについて	村山 貞雄	日本女子大教授

(時間) 午後 1.30～ 4.00

(会場) 青梅信用金庫大和支店大会議室

大和町広報昭和40年(1965)6月1日号

第一回家庭教育学級日程きまる

家庭における親の心がまえ等を勉強し、よりすこやかに育てたいという親の願いを、家庭教育学級を開級します。多数ご参加下さい。

お申し込みは、教育委員会社会教育係または開級式当日会場受付です。

教育委員会

・昭和41年(1966)4月、青年学級生徒募集 場所 大和第一中学校 午後 7:30 ～ 9:30

一般教養、レクリエーション、生け花、料理、ハイキング、校外活動

・昭和42年(1967)6月、第二回定例会町議会で、「公民館はいつ建てる予定か」との一般質問。

回答は他の市などで建設されているような立派なものだと1億数千万円、あるいはそれ以上の資金が必要。もう少し小さなものを数多く建てた方が地域住民に便利である。建設の規模、地域についての計画はない。

・昭和43年(1968)4月1日、第四小学校開校(一小分校独立)、第五小学校開校(二小併設)

- ・5月、第五小学校新築工事完成(鉄筋3階建・防音)、西武上水線拝島まで延長、拝島線となる
- ・6月定例町議会で庁舎の建設に対して一般質問。町長 財政が許せば用地の取得に入りたい。
- ・六小新設決まる

・昭和44年(1969)4月1日、第六小学校開校(三小に併設)、11月30日、校舎完成

- ・5月、青年教室募集。第一読書グループ(都営高木団地)、第二読書グループ(大和町役場)、源氏物語を読む会(大和第二中図書館)、話し方教室追加募集(＝婦人学級グループ)

・10月、社会教育委員会議、公民館五館構想を答申

・11月23日、東大和市体育協会結成される。

- ・昭和 45 年(1970)3 月、庁舎用地(中央公民館、中央図書館用地を含む)を取得

- ・4 月、五小内に学童保育所開設

- ・5 月 1 日、老人福祉館開館

- ・昭和 45 年(1970)10 月 1 日 市制施行

東大和市となる

人口 45,902 人・戸数 13,264 戸

- ・10 月、成人学級茶道グループ募集 毎月第一・第三土曜日 奈良橋公会堂

- ・12 月定例町議会で一般質問「南街公民館の開設は喜ばしい。他の公民館の全体計画はどのようなになっているのか」

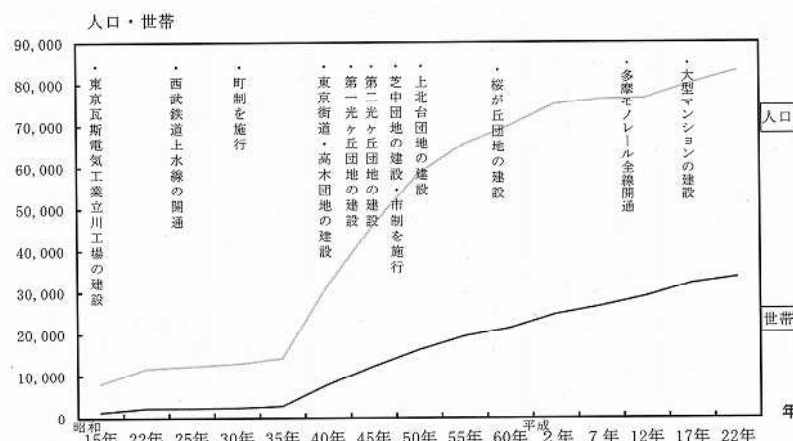
教育課長の答え

南街地区、東京街道地区、清水・狭山・高木地区、芋窪・蔵敷・奈良橋地区と大きく四つの地域に分けて設置する。ただし、プレハブ教室を使用している実情なので早急にはいかない。基本構想に沿ったプランを推進してゆく。

- ・昭和 46 年(1971)

- ・4 月 1 日、第七小学校開校、都立東大和高校開校、図書館建設基金の積み立て開始
- ・6 月 1 日、公民館運営審議会委員決まる
- ・6 月 15 日、東大和市立公民館(南街公民館) 開館

人口と世帯の推移(国勢調査)



鉄筋コンクリート 2 階建て延べ 416.79 m²

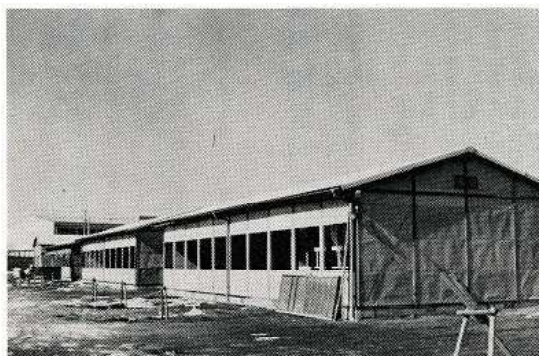
1 階 図書室、ホール、事務所 和室、管理人室 2 階大会議室 ロビー 建設費 約 2,200 万円
◎長年にわたる地元青年・市民の建設促進運動のたまもの、結実と言えます。

・6月、婦人学級、成人学級、青年教室の学級生 募集

	講 座 名	開 設 日 時	開 設 場 所	講 師	募集人員
婦人学級	郷 土 史	毎月第3金曜日午前10:00～12:00	市 役 所	小 町 堆 之	30人
	家 庭 教 育 (子どものしつけ)	毎月第2金曜日午前10:00～12:00	芝中団地集会所	新 野 一 丸	30人
	源 氏 を 読 む 会	毎月第3月曜日午後 1:00～ 3:00	第 2 中 学 校	松 延 市 次	30人
成人学級	生 花	毎月第1・3水曜日 午前10:00～12:00	東京街道団地集会所	草月流 鶴 巻 照 草	30人
青年教室	料 理	毎週火曜日 午後 6:30～ 8:30	第 2 中 学 校	矢 島 順 子	40人

東大和市報125号

- ・7月11日、東大和市文化協会結成される。花道連盟、美術会、書道連盟、手工芸連盟、社交ダンス・クラブ
- ・10月3日～11月3日 第2回市民体育大会行われる。
- ・11月1日～3日、第1回市民文化祭
- ・昭和47年(1972)
 - ・4月1日、第三中学校開校
 - ・6月定例市議会で一般質問「新堀地区への地区公民館の建設計画について」が出される。
答、市内を四地区に分けて建設する計画をたてている。防音関係の補助対象施設で地区公民館と同様な性格をもった施設もあるので、現在国に申請。それらを組み合わせて計画をたてたい。
 - ・10月、第2学校給食センター新築工事はじまる。
- ・昭和48年(1973)
 - ・1月、市議会の会派から年頭の取り組み課題に、公民館、図書館の新設整備が記載される。
 - ・2月、第八小学校開校
 - ・3月定例市議会で市長の施政方針で公民館建設、引き続いて図書館建設の方針が述べられる。
一般質問で地区公民館の充実、公民館主事、専任の館長の必要性が述べられる。
文化財保護条例が制定される。庁舎建設特別委員会が設置される。
 - ・5月4日、臨時市議会で米軍大和基地の返還および跡地利用に関する意見書採択。
 - ・20日、大和基地対策市民大会開かれる。第一中学校校庭。
 - ・6月、東大和市立公民館（南街公民館）図書室で貸し出し開始。
 - ・8月、中央公民館建設工事着工 建設時の「東やまと市報」は別ページにまとめる
鉄筋コンクリート三階建て 2,169 m² 学習室4、集会室2、会議室、実習室、視聴覚室、資料展示室、談話室、事務室、管理入室 工費2億1,050万円 大日本土木(株)
 - ・9月定例市議会で、第八小学校跡地(現庁舎の地)に仮庁舎の建設費用が提出される。
プレハブをそのまま利用し、一部を改築する。
 - ・芋窪老人集会所開設
 - ・12月定例市議会で移動図書館の早期実施の要望が出される。
- ・昭和49年(1974)
 - ・1月1日、市議会会派から、中央公民館の建設とともに中央図書館、地域コミュニティセンター、地区公会堂、集会所などの充実整備と増設の抱負が出される。



工事中のプレハブ仮設庁舎（左の建物は、東大和高校体育館）

市議会だより東やまと 昭和49年2月15日39号

- ・4月15日、プレハブ庁舎へ、議会、建設部が移る。
- ・8月1日、中央公民館開館 開館時の東「やまと市報」は別ページにまとめる
- ・東大和市公民館を南街公民館に名称変更 公民館条例を全部改正。
- ・9月、市の文化財に9件を指定
市議会定例会一般質問で移動図書館の早期実施について質問、要望が出る。
- ・10月27日～11月4日、市民文化祭 中央公民館
- ・12月定例市議会一般質問で高木・狭山・清水地区への公民館の早期建設が要望される。

・昭和50年(1975)

- ・3月定例市議会一般質問で社会教育の充実について
- ・12月定例市議会一般質問で新堀地区に公民館建設を求める意見が出る。

・昭和51年(1976)

- ・1月14日、国が基地跡地処分大蔵省案を提示、三分割有償案。
- ・2月20日～1ヶ月、多摩湖遺跡群発掘調査開始
- ・3月定例市議会一般質問で図書館活動の基本を明確にする、社会教育活動に保育室が必要などの意見が出る。
- ・4月1日、第四中学校開校
- ・7月、狭山公民館開設
鉄筋コンクリート2階建て 597.62 m² 1階学習室(1)、図書室 2階学習室(2) 学習室(3)、和室(1)、和室(2) 建設費9,540万円 8月6日から図書貸し出し

・昭和52年(1977)

- ・1月20日、移動図書館「みずうみ号」活動開始
- ・3月定例市議会、市長施政方針にA地区公民館建設(現・蔵敷公民館)新庁舎建設を発表 積立金2億5,418万円 さらに積み立てを続行、防衛庁防音補助を得て建設
- ・4月1日、第九小学校開校
- ・6月定例市議会一般質問で、図書館建設の早期具体化について意見が述べられる。
- ・12月定例市議会において、蔵敷公民館建設費を議決

・昭和53年(1978)

- ・9月20日～10月5日、八幡谷戸遺跡調査で、縄文時代の住居跡を発掘

51. 6. 15 東やまと

市立狭山公民館は

こんな施設です

この7月1日市立狭山公民館が開館します。これで、東大和市の公民館は、中央公民館、南街公民館をふくめて3つになります。公民館は皆さんのための施設です。有意義に使いましょう。

▽施設概要
▽鉄筋コンクリート2階建て
▽建設費 九、五四〇万円
▽冷暖房完備
▽1階 学習室(1) 図書室
2階 学習室(2) 学習室(3)
和室(1) 和室(2)

▽利用は
▽使用申込み
▽予約は、一か月前から、電話でも受け付けます。

▽施設の概要は
▽利用は
▽使用料金は
▽別表のとおりです。

▽受付時間
▽月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時
▽土曜日
午前8時30分～正午
(電話での予約も同じ)

▽休館日
▽昭和51年7月1日(木)開館
(12月28日・1月4日)

▽施設の位置図
市立狭山公民館
東大和市長狭山3丁目1344-1番地
(6号) 2700

▽市報はあなたと市政を結ぶもの
東やまと市報 昭和51年(1976)6月15日号

「みずうみ号」巡回予定表

1977年1月～3月

	ステーション名	巡回時間	曜日	巡回日
1	湖畔自治会集会所前	1:30～2:20	水	2/2・16 3/2・16・30
2	上北台団地東側公園	2:40～3:30		
3	芝中団地19号棟前	1:30～2:20	木	1/20 2/3・17 3/3・17・31
4	芋窪4丁目 中村年宅前	1:30～2:20		
5	塩釜神社	2:40～3:30	金	1/21 2/4・18 3/4・18
6	第6都営3角公園前	1:30～2:20		
7	光ヶ丘公園	2:40～3:30	水	1/26 2/9・23 3/9・23
8	東京街道団地 中央公園	1:30～2:20		
9	市役所教育委員会前	1:30～2:20	木	1/27 2/10・24 3/10・24
10	都営高木団地 児童公園	2:40～3:30		
			金	1/28 2/25 3/11・25

東やまと市報 昭和52年(1977)1月13日号

- ・10月10日、市民体育祭
- ・10月15日～11月12日、市民文化祭
- ・11月20日、蔵敷公民館開館
- ・12月定例市議会一般質問で、郷土資料館の早期実現を求め要望出る。

蔵敷公民館案内図

蔵敷公民館は、市立公民館の1つとして、市民の生活に貢献しています。館内には、図書室、多目的室、会議室などがあり、市民の交流の場として活用されています。

施設の有効利用をオープンする蔵敷公民館

蔵敷公民館は、市民の生活に貢献するために、様々な施設を提供しています。例えば、図書室では、最新の雑誌や新聞が揃っており、多目的室では、市民の集まる場所として活用されています。

★蔵敷公民館使用料

区分	利用時間	利用料
図書室	平日 9:00～17:00 土曜 9:00～12:00 日曜 10:00～12:00	400円
多目的室	平日 9:00～17:00 土曜 9:00～12:00 日曜 10:00～12:00	200円
会議室	平日 9:00～17:00 土曜 9:00～12:00 日曜 10:00～12:00	400円
その他	平日 9:00～17:00 土曜 9:00～12:00 日曜 10:00～12:00	200円

東やまと市報昭和53年11月15日号

やまと市報 11/15 第252号

蔵敷公民館 開館特集号

公民館を利用しましょう

会合に、グループ活動に!!

11月20日 市立4館蔵敷公民館オープン

公民館は、皆さんのための施設です。今年20日には、市立で4番目の蔵敷公民館が開館します。ここでは、公民館を利用しての社会教育活動を実施していますが、市民の皆さんも、グループ・ワーク活動や、いろいろな会合などに利用いただき、施設が活用されることを望まれます。

- ・昭和54年(1979)6月、定例市議会で、庁舎建設特別委員会が設置される。図書館建設請願一部採択
- ・5月1日、東やまと市報「市立公民館・皆さんのための施設」発行される。

やまと市報 5/1 第254号

蔵敷公民館 開館特集号

市立公民館 皆さんのための施設

公民館は、皆さんの生活に貢献するために、様々な施設を提供しています。例えば、図書室では、最新の雑誌や新聞が揃っており、多目的室では、市民の集まる場所として活用されています。

皆さんの交流の場に

蔵敷公民館は、市民の生活に貢献するために、様々な施設を提供しています。例えば、図書室では、最新の雑誌や新聞が揃っており、多目的室では、市民の集まる場所として活用されています。

市立公民館前期講座

対象	講座名	期 間 と 時 間	会 場 (申込み・問合せ)
婦 人	・これからの女性の生き方	5/16～7/18 毎週水曜日 午後1～3時	狭山公民館 65-2700
	・生 花	5/18～7/20 毎週金曜日 午前10～正午	蔵敷公民館 66-0551
	・陸あみ	5/15～6/19 毎週火曜日 午前10～正午	蔵敷公民館 66-0551
	・日常生活と電気	5/24～7/ 5 毎週木曜日 午前10～正午	蔵敷公民館 66-0551
成 人	・16mm映写機操作講習会	5/23・24・25・29・30・31 午後6～9時	中央公民館 64-2451
	・レクリエーション講習会	5/17～7/19 毎週水曜日 午後1時30分～3時30分	南街公民館 64-2771
	・園芸入門講座	5/17～7/19 毎週木曜日 午後7時～9時	中央公民館 64-2451
青 年	・みんなで歌おう	5/18～7/20 毎週金曜日 午後7時～9時	南街公民館 64-2771
	・基礎体力教室	5/15～6/26 毎週火曜日 午後7時～9時 5/20・6/3 日曜日 午前10時～4時	中央公民館 64-2451
高齢者	・ゲートボール教室	5/27・6/3・10・17・24 9/2・9・16・23・30 いずれも日曜日 午前10時～11時30分	こども学園 申込みは、狭山公民館 65-2700
その他	・防災教室	5/16～7/4 毎週水曜日 午後1時～3時 6/27 は見学会 午前9時30分～ 7/4 は座談会 午後1時～3時	蔵敷公民館 66-0551 北多摩西部消防署 65-0119

公民館について次の説明が記載されて、講座とグループ名が紹介されている。

公民館は、皆さま方のための施設です。

東やまと市報 昭和54年5月1日号

公民館本来の目的は、「一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行ない住民の教養の向上、健康の増進を図る」ことです。

さらに、それ以外にも、子どもたちからお年寄りまでの集いの場、いこいの場として、また各団体の研修、集会など、広く多くの方がたに利用されることが望まれています。

うるおいのある豊かな生活のために、公民館を大いにご利用ください。

自主グループのご案内

番号	グループ名	学習内容	学習日時	学習場所
1	あかね	古典講読と茶道	第1・3水 1:00~4:00	南街公民館
2	源氏物語の会	源氏物語を読解	第3火 10:00~12:00	中央公民館
3	なづな	料理	第2・4金 1:30~4:00	〃
4	草苑会	草月流 生花	第1・3水 10:00~12:00	東京街道集会所
5	墨水会	書道	第2・4金 10:00~12:00	南街公民館
6	さわらび	近代史	第3金 10:00~12:00	〃
7	千草会	草月流 生花	第2・4木 10:00~12:00	〃
8	児童文学	子供の本の研究	第3火 10:00~12:00	〃
9	たけのこ	料理	第1・3金 1:30~4:00	中央公民館
10	まほろば	老後問題	第1金 10:00~12:00	〃
11	筆友会	書道	第1・3木 10:00~12:00	南街公民館
12	モード	洋裁	毎週土 10:00~12:00	中央公民館
13	母と子	母と子を考える	第2・4金 10:00~12:00	〃
14	若葉会	和裁	毎週木 10:00~12:00	〃
15	折紙会	折紙	第3水 10:00~12:00	〃
16	女性史	近代日本女性史	第1・3金 10:00~12:00	〃

※お問い合わせは、自主グループ連絡会（代表 島田 ☎2545 渡辺 石沢 ☎05956 伊野宮 ☎6098）へ。

中央公民館 実習室グループのご案内

番号	グループ名	学習内容	学習日時
1	なづな	料理一般	第2・4金 1:30~3:30
2	たけのこ	〃	第1・3金 1:30~3:30
3	ペイリーフ	各国の料理	第2・4木 9:00~12:00
4	パンの会	パンづくり	第2火 1:00~5:00
5	つつじ	料理一般	第1・3火 9:00~12:00
6	きつき	〃	第2・4火 9:00~12:00
7	マーガレット	菓子づくり	第1・3水・木 10:00~12:00
8	ハッピーキッチン	〃	第1・3金 9:00~12:00
9	コスモス	洋菓子づくり	第2水 1:30~3:30
10	中華研究会	中華料理	第2水 9:00~12:00

※お問い合わせは、中央公民館 ☎2451へ。

東やまと市報 昭和54年5月1日号

- ・7月、十小新築工事はじまる、新庁舎の基本設計まとまる。
- ・10月30日、中央図書館建設専門委員会設置
- ・昭和55年(1980)4月1日、第十小学校開校
- ・7月30日、大和基地跡地利用、東京都第3次案が発表される。
- ・9月、社会教育委員会議、公民館六館構想を答申
- ・昭和56年(1981)
 - ・2月、新庁舎建設工事はじまる。
 - ・公民館の印刷機市民利用開始。
- ・3月31日、中央図書館建設専門委員会から答申書提出される。
- ・5月1日、新堀集会所開設(現・新堀地区会館)
- ・7月22日~57年3月25日、中央図書館設計委託
- ・10月、中央図書館建設基本計画発表
- ・昭和57年(1982)
 - ・2月1日、「皆さんのための公民館」の記事が市報に掲載される。次の説明がある。

昭和四十六年に、市で初めての公民館「南街公民館」が開館してから、今年で十一年になります。この間、昭和四十九年に中央公民館が、昭和五十

一年に狭山公民館が、昭和五十三年には蔵敷公民館が開館し、いま、市の公民館施設は三多摩でも有数の施設内容を誇っています。

市民の皆さんが自由に、楽しく、そして、子供からお年寄りまで気軽に利用できる公民館。——それは、皆さんのための施設です。

現在、公民館を利用している団体は約一六〇団体、また、PTA や自治会の会合にも利用されていますが、さらに学習の場、仲間づくりの場として活用していただくため、今月号では公民館の概要をお知らせします。あなたも公民館施設を利用してみませんか。

公民館はこんな施設です

公民館は、市民の皆さんの実生活のための学習や文化の増進など、幅広い目的をもった社会教育施設で、次のような役割をもっています。

▽市民相互の仲間づくりの場

▽市民の集団活動の場

▽市民の文化を育てる場

▽市民の憩いと学習の場

このように公民館は“ふれあいと学習の場”としての役割をもっています。(一部省略)

市の公民館建設構想

市民の皆さんの学習や活動の拠点である公民館の建設にあたり、市では昭和四十四年十月の中央館＝一、地区館＝四とする五館構想に基づき、これまで建設を進めてきました。

その後、誰れもが歩いて、気軽に行けるようにとの考えから、昭和五十五年に五館構想の見直しを行ない、現在では地区館を一館増やし、充実を目指しています。今後とも、公民館建設の推進について、皆さんのご理解ご協力をお願いいたします。

- ・昭和 57 年(1982)
 - ・4 月 1 日、第五中学校開校
 - ・10 月、中央三丁目に東大和市役所移転(現・市役所)
 - ・12 月、東大和市基本構想制定(議決)
 - ・12 月 10 日、中央図書館建設工事着工
 - ・昭和 58 年(1983)
 - ・1 月、大和基地跡地の都立公園、都市計画決定される。
 - ・12 月 15 日、中央図書館竣工
 - ・昭和 59 年(1984)
 - ・4 月 15 日、中央図書館開館
- 次の記事が記載されています。



昭和五十七年十二月に着工し、昨年十二月に建物工事が完成した市立中央図書館が、いよいよ、本日午前十一時にオープンします。新しい中央図書館の所在地は「中央三丁目九三〇番地」で、別図のとおり、市庁舎、中央公民館、中央図書館とが一つになった形で形成されており、皆さんの利用の便の向上にも役立った形になっています。また、施設面では、三多摩地域でも有数の規模をもつものとして、開館時には一〇万冊、そして将来的には二〇万冊の蔵書を誇る図書館として、皆さんのご利用をいただくことになります。

昭和四十六年度から図書館建設の準備を始めて十余年——この間、昭和五十二年度からは「移動図書館(みずうみ号)」を開設し、皆さんのご利用をいただいていたましたが、固定施設としての図書館がないため、これまで何かとご不便をおかけしてきました。このたびの中央図書館の開館により、これもようやく解消できることとなりました。この間の市民の皆さまのご理解ご協力に対し、あらためてお礼を申しあげるとともに、“市民の書斎”としての中央図書館をお気軽にご利用くださるようお願いいたします。

- ・昭和 59 年(1984)8 月、市民プール開設
 - ・昭和 60 年(1985)5 月、奈良橋市民センター開館(奈良橋地区会館)
 - ・昭和 61 年(1986)6 月、都立東大和公園内に野球場、テニスコート完成
 - ・昭和 62 年(1987)新堀地区会館開館
 - ・昭和 63 年(1988)4 月、市民体育館開館
 - ・平成 12 年(2000)、向原市民センター開館(向原地区会館)
 - ・平成 5 年(1993)
 - ・5 月 10 日、上北台公民館開設(上北台市民センター内・地区会館)
 - ・7 月 1 日、桜が丘図書館開館(桜ヶ丘市民センター内)
 - ・平成 6 年(1994)
 - ・4 月 29 日、郷土博物館開館
 - ・5 月「芋窪集会所」開設
 - ・平成 19 年 1 月 19 日、清原図書館開館(清原市民センター内 清原地区会館)
- 以下省略

参考資料

1 中央公民館建設時の広報 昭和 48 年(1973)8 月 1 日 東やまと市報

各種学級・講座 サークル・グループ活動に皆さんのための中央公民館ができます。

待望の中央公民館の建設が始まります。これは防音補助を伴って、冷暖房完備により、来年度の開館を

東やまと 8.1

各種学級・講座 皆さんのための
サークル・グループ活動に
9月初旬竣工・49年度開館予定
中央公民館ができます

写真：中央公民館
完成予定地

建設予定地

◇大和基地の跡地は市民のものに……

みんなで力をあわせてかちとりましょう◇

目指し、八月初旬着工するもので、東大和市にとっては南街にある公民館に次いで二つ目ですが、今回の中央公民館は、その規模からしても三多摩でも指折りのものです。

公民館とは

公民館は、皆さんの教養の向上、健康の増進を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進のために、実際生活に役立つ教育、学術および文化に関する各種の事業を行なうための施設で、主として・市町村が設置するものです。

そのために、公民館では、各種の学級や講座、研修会を行なったり、市民のグループやサークル活動の場として利用したり、その他学習活動に必要な資料を作成したり、団体相互の連絡調整を行なったりします。

公民館は生涯教育の場

公民館は、市民の学校としての役割を果たします。

現代のように、変化の激しい社会にあつては、日常の生活を送っていくにも次々と新しい知識を吸収していく必要があるし主体的な認識と判断力が要求されます。

そこで、市民の実際生活に即した学習も、大きな視野をもって、根本的問題まで掘り下げる必要があります。明るく豊かな生活を送るためにも、学校教育だけでなく、生涯にわたって学習することの重要性がさげばれています。

公民館は集団活動の場

公民館は、集団活動の場としての役割を果たします。

市民による自主的なグループやサークル活動が多方面に活発に展開されてこそ理想の姿といえるでしょう。

それには、何よりも集団活動の場が十分に確保されていなければなりません。

市民による、さまざまな集団が、自由に利用でき、その目的とする活動が活発に展開されるように、施設、設備が整備される必要があります。

公民館は市民交流の場

公民館はいこいの場としての役割を果たします。

公民館は、市民全体の施設です。したがって、いろいろな考え方や趣味をもった人たちが自由に気軽に利用できること、開放された施設であることが重要なことです。

ひとりでも多くの人たちが、気軽に利用でき、学習活動や集団活動に加わったりする、そんなムードをもった施設であることがたいせつです。

公民館は市民文化の場

公民館は、市民による新しい文化を創造する役割を果たします。

自由に、活発に行なわれる集団活動や学習活動が、市民生活をより明るく豊かにしていくと同時に地域や市全体の文化の水準を高めていく役割を果たしていくことになります。



公民館には、以上のような役割があるわけですが、これらの役割を十分に果たすためには、市民の皆さんに活発に利用してもらうこと、どしどし意見を出してもらうことが必要となってきます。

中央公民館開館時 昭和 49 年(1974)8 月 1 日「東やまと市報」

やっとできた市民の文化施設

この中央公民館は、約二億三千万円の費用をかけ、昨年八月から建設が始められ、このほど完成したものです。

いままで、市には、皆さんがいつでも、自由に使えるような公共施設がまったくといっていいほどありませんでした。学校建設など、当面行なわなければならない事業に追われ、広く市民のための施設をつくることは見送られてきました。

各施設の配置はこのように

(1) 1階平面図 (2) 2階平面図 (3) 3階平面図

さあ、皆さんのための施設です

使用料金は

施設	利用料	利用時間
会議室	1000円	午前9時～午後4時
図書室	1000円	午前9時～午後4時
音楽室	1000円	午前9時～午後4時
体育館	1000円	午前9時～午後4時
多目的室	1000円	午前9時～午後4時
研修室	1000円	午前9時～午後4時
会議室	1000円	午前9時～午後4時
図書室	1000円	午前9時～午後4時
音楽室	1000円	午前9時～午後4時
体育館	1000円	午前9時～午後4時
多目的室	1000円	午前9時～午後4時
研修室	1000円	午前9時～午後4時

市民の文化施設

位置案内図

使用申込み

料金などは

大和基地跡地は市民のための公共利用を
みんなの力で市民の願いを達成させよう

ところが、皆さんの、公民館図書館など、市民の文化施設をつくってほしいという声は多く寄せられてきました。そこで、財政的に、何とか、やりくりをして、今度の中央公民館が実現したわけです。

中央公民館は、鉄筋コンクリート造り、冷暖房完備で、三多摩地区でも指折りのものです。

また、もうひとつの特徴として、身体に障害のある方々が車椅子でも利用できるような配慮がしてあります。

せっかくできた、皆さんのための文化施設です。おおいにご利用下さい。

2 テレスケ太鼓と夜学 「報恩感謝之記額」 共励学会々員

明治 34 年(1901)、狭山神社に奉納された「報恩感謝之記」の額についてご案内します。当時の青年と社会の様子をよく語ります。額に本文、下側の板に奉納者の名前が記されています。

意識します。

「我らは、かねてより聞く、およそ農を為す者は耕耘(こううん)三事を務め、読書三余をもって応ずるなり。いわゆる三事は春に耕し夏に耘(草を刈る)し、秋に至ってこれを収穫する、すなわち農業三事なり、三余は冬は歳の余り、夜は日の余り、陰雨は時の余りなり。

我々は三余をもって書史を研鑽して、十年(十季)、ここにおいてわずかに弁識を得、人道のため何をなすべきかを知った。これはひとえに由木楽豊、関田謙齊氏が十年(十季)一日のごとく尽力下さっ



た事による。・・・」

奉納の年より 10 年ほどの前、明治 20 年代に、狭山で開かれた夜学について、生徒達はその夜学を開いた先輩に対する感謝の言葉が述べられています。この背景について、奉納者を父に持つ方に直接うかがいました。

明治 20 年代の初めです。

「おめえら若い者は夜遊びべえ、してんけど、ちったー（少しは）勉強もしたらよかんべえ」

暇があるとハタオリ女をかまって遊び歩く状態をなげいて、二人の先輩が勉強会を提案したようです。

村は貧しい盛りでした。小学校をようやく卒業すると、若者はすぐ働きに出ました。労働の終わったあとの楽しみは、神社の前に置かれた力石で力競べをする。境内の社務所で、祭りの日に演ずるオハヤシ(囃子)の練習をする。少し年上は、暗くなった夜道を手を休めた機織り娘のところへ夜話に行く・・・などでした。

一方で、この地域は自由民権運動の盛り上がりを経て、新しい村の在り方に刺激を受けていました。

先輩の呼びかけに、13 歳～ 14 歳の 3 人の少年が応じたのが狭山の夜学の設立でした。村中を勧誘して歩きましたがなかなか、応ずるものではありません。結局、あちこちの家を借りて夜学を始めました。学校で学んだ事の復習と四書五経などを読み合ったそうです。

一方で、神社の社務所に毎晩集って、古老や先輩の指導を受けて、テレスケ、テレスケと祭り太鼓の練習をする組がありました。この連中には夜学組は面白くありません。「ナマイキな奴ら」です。自分らへの挑戦とも受け止めました。妨害が始まりました。石や土を投げたり、草履を隠したりです。

右は現在の社務所

夜学組は屈しなかったようです。逆に、熱心な誘いをかけて、ついにテレスケ連も仲間になりました。「共励学会」とはこうして一緒になった喜びを意味するのださうです。

先生には、小学校の教師が身銭を切って当たりました。狭山公民館の前に碑がたつ内堀太一郎氏が中心でした。親たちも何とか面倒を見ました。それが、最後の方に「先祖へ恵みを忘れず」と「報恩感謝」の言葉になりました。

右は内堀太一郎先生碑

丁度、木綿織の機織が最盛期で、生徒達は仕事を持ち込んで作業をしながら話を聞いたそうです。やがて、場所は回り持ちから公会堂になりました。テレスケ太鼓連と時間を分け合って、夜になると電灯の明かりがついて、活気に満ちたと伝



えられます。話を聞いた方は、最後に加えました。

「おやじは村議になって村の仕事をしたけど、おっかあは並大抵の苦勞じゃなかったちゅうだ」
明治の一時期を語ってくれる額です。『大和町史研究』（6p43 ～ 53）に伊藤好一先生による紹介記事があります。

Ⅱ 学び舎に関わる法律の変化

学び舎に関わる法律は、基本的な教育基本法、そして各領域の社会教育法、公民館法、図書館法、博物館法などがあります。ここでは、この法体系に微妙な変化が現れていることを紹介します。令和元年6月の法律改正です。今後、じっくり研究して下さい。

法律の名前は

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育関係法律等の改正」です。（第9次地方分権一括法）

改正の内容を要約すると

◎教育委員会が所管する公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関（以下「公立社会教育機関」という。）について、

- ・まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のために
- ・地方公共団体がより効果的と判断する場合には、
- ・社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、
- ・条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。（文科省総合教育政策局長通知）とします。

内閣府地方分権改革推進室は次のように解説します。

「公立社会教育施設（博物館、図書館、公民館等）について地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能に（社会教育法、図書館法、博物館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

- ・教育委員会が所管することとなっている博物館、図書館、公民館などの公立社会教育施設について、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断により首長部局へ移管することを可能とする。
- ・これにより、移管された当該地方公共団体においては、観光・地域振興分野やまちづくり分野を担う首長部局で一体的に所管できるようになり、社会教育のさらなる振興はもとより、文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展等に資する。」

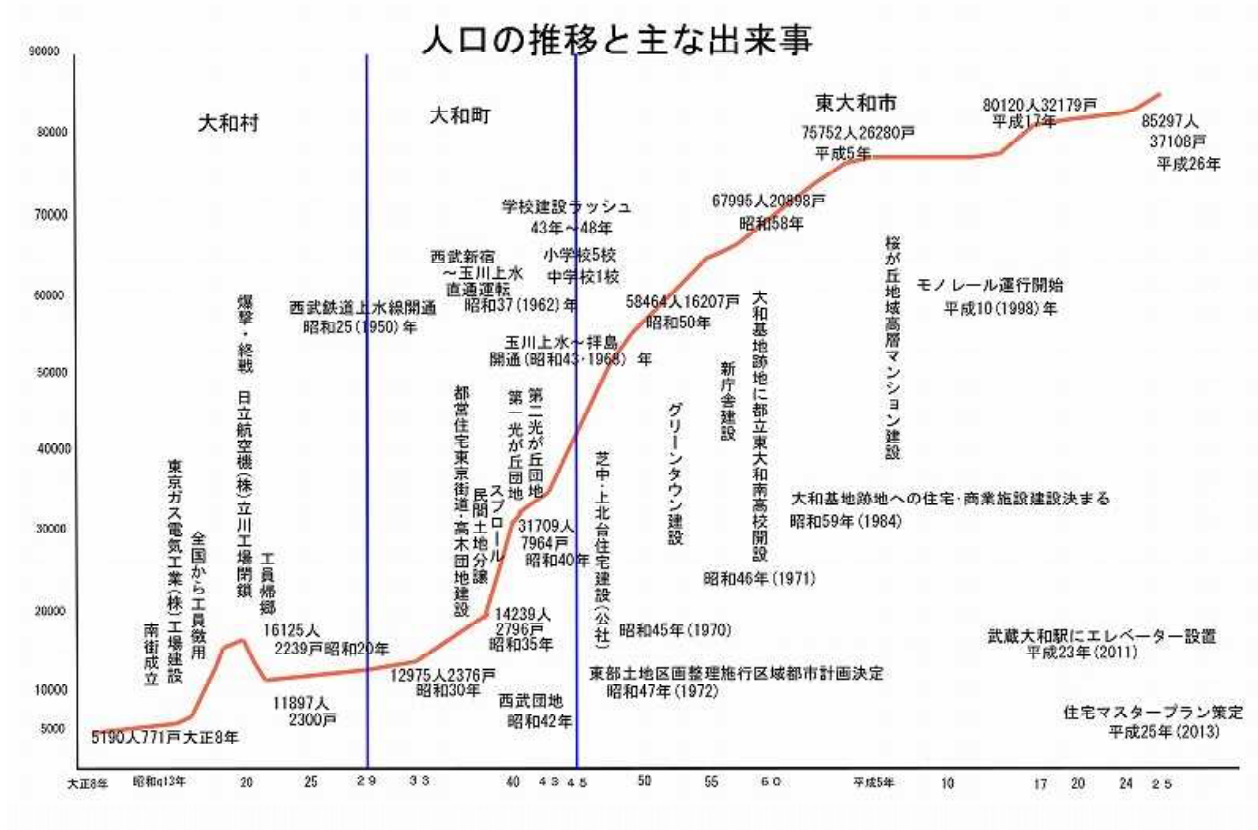
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/09ikkatsu-gaiyoukouhu.pdf>

◎市長部局が条例を定めて、教育委員会に属する図書館や博物館、公民館などについて、市長の所管にする事を可能とします。

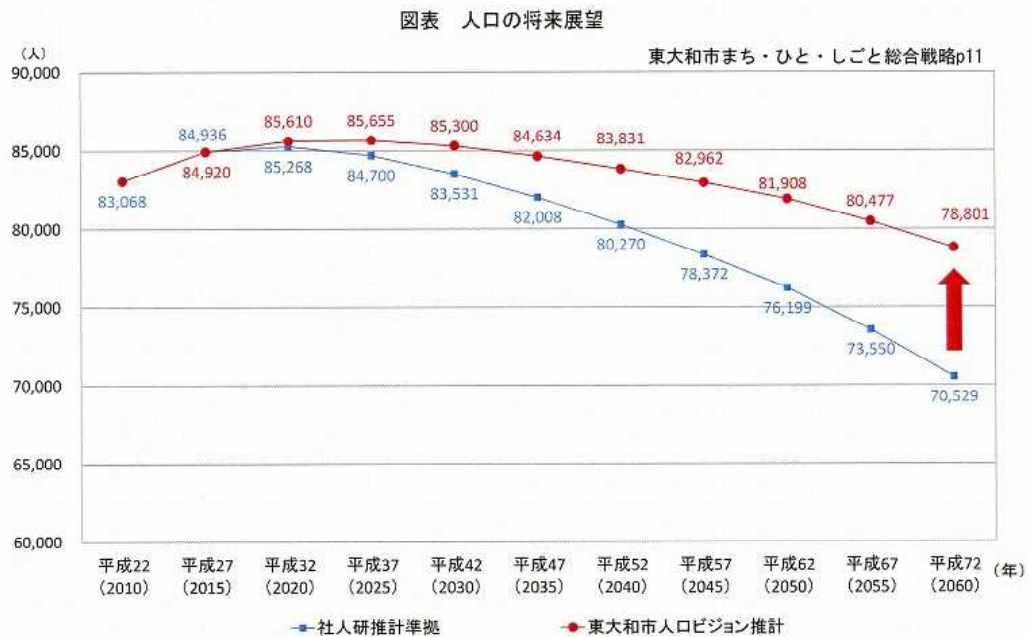
◎今後、時間を経るに従って様々な動きが出るし、時には、大きな変化がありそうです。しかし、まだ、改正されたばかりで市町村の実施はこれからです。

Ⅲ みんなで力を！

1 社会教育施設が整備されていた頃の東大和市



2 今後の東大和市の人口推計(資料 まち・ひと・しごと総合戦略、人口ビジョンから引用)



3 社会教育施設整備が進んでいた頃の人口と将来比較



社会教育施設が最も整備されていた頃の人口構成 昭和55年(1980)



社会教育施設の一応の整備が進んだ頃の人口構成 平成22年(2010)



今後（令和22年・2040）の人口構造の推計

4 これからの見通し

公共施設等総合管理計画

東大和市公共施設等総合管理計画



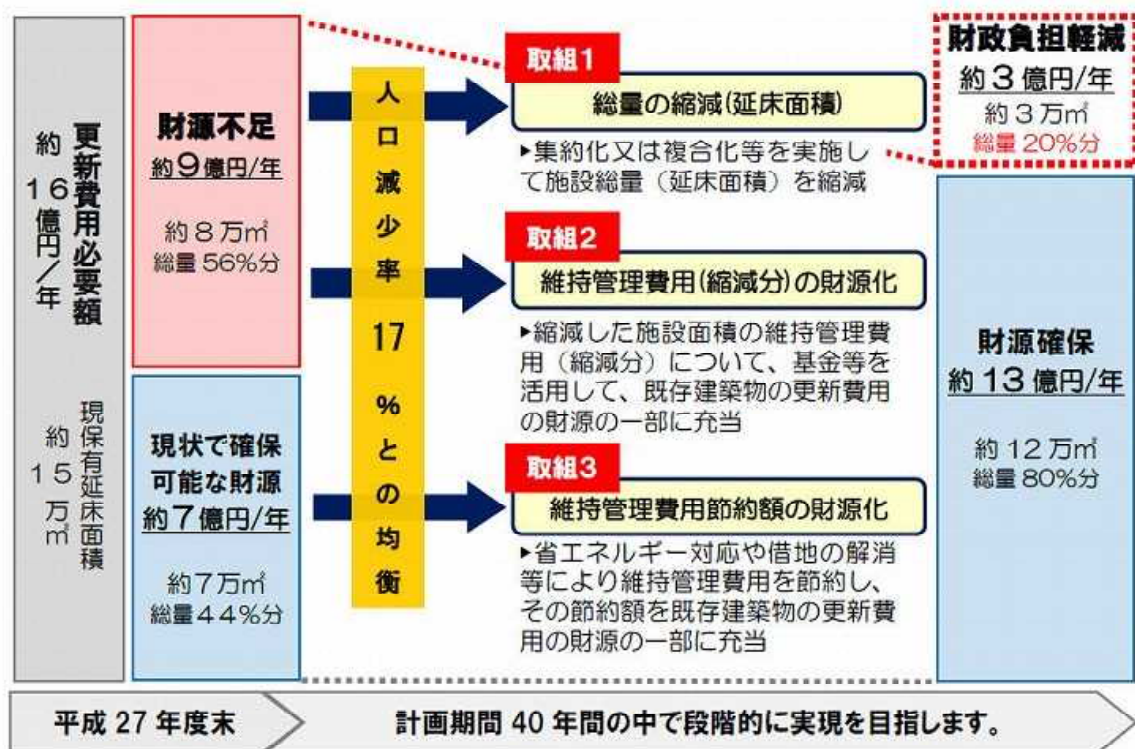
東大和市役所

市は平成 29 年(2017)2 月、「公共施設等の最適化を実現するための基本方針を盛り込んだ、「東大和市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

内容について次のように説明しています。

「公共施設等総合管理計画」は、学校や道路といった公共施設等の老朽化対策に必要な財源の不足、少子高齢化に伴う抜本的な総量やサービスの見直しの必要性を主な背景とし、国の「インフラ長寿命化基本計画」との整合を図り、公共施設等の最適化を実現するための基本方針を盛り込んだ計画です。

具体的には、公共施設等に関する現況と将来の見通しを踏まえ、中長期的な視点に基づいた老朽化対策の実施と維持更新に係る財政負担の平準化を図ることとしています。



<https://www.city.higashiyamato.lg.jp/index.cfm/36,74703,375,758.html> より引用

5 皆さんの出番

まさに、市民と行政の「協業」の時代、皆さんの出番です！！